

女性活躍推進法に基づく  
熊本市医師会「一般事業主行動計画」

《一般事業主行動計画》

職員全員が働きやすい環境を整えることにより、女性が活躍できる雇用環境の整備を図るとともに、職員各々がその能力を十分に発揮できるように、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年 4月 1日から平成35年3月31日までの5年間

2. 内 容

- 目標1 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備  
育児休業に関する規定の整備、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知  
育児を理由とする離職者数0を目指す。  
平成30年4月～ 各部署の管理職に向けた制度内容の周知および職員に対しても育児休業規則を改めて周知する。
- 目標2 職場と家庭の両方において男女がともに貢献できる職場風土づくりに向けた意識啓発  
平成30年4月～ 様々なハラスメントが起こらないようにするための管理職への研修等による周知徹底
- 目標3 男性の子育て目的の休暇の取得促進  
男性の休暇取得率を女性の休暇取得率の5%以上にする。  
平成30年4月～ 子の看護休暇などの制度内容の周知を図る  
平成31年4月～ 男性の子育て目的の休暇取得状況について検証する。
- 目標4 子どもを育てる労働者が利用できる事業所内保育施設の設備及び運営  
平成30年4月～ 保育施設の運営体制を整備し、職員への周知を図る。  
平成31年4月～ 保育施設の利用状況を踏まえ、運営体制を検証する。
- 目標5 育児・介護・配偶者の転勤等を理由とする退職者に対する再雇用の実施  
平成30年4月～ 退職者の再雇用について、各部署の管理職へ周知する。  
平成31年4月～ 退職者の再雇用状況について検証する。